

現物出資に係る承継会社に関する明細書
(免除届出用) 別紙

【一定の事由により特定資産の保有割合又は
運用収入割合が基準割合以上となった場合】

受贈者、相続人 (受遺者) の氏名		入力 ※	確認 ※
贈与者、被相続人の氏名			
承継会社の名称			

※欄は記入しないでください。

1 一定の事由により特定資産の保有割合^(注1)又は運用収入割合^(注2)が基準割合以上となった場合における当該事由に関する事項

(1) 該当規定^(注3、4、5)

イ	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書又は第40条の8の2第25項ただし書 【一定の事由によりその日の特定資産の保有割合が70%以上】	【保有割合】 %
ロ	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の8第22項ただし書又は第40条の8の2第27項ただし書 【一定の事由によりその事業年度の特定資産の運用収入割合が75%以上】	【運用収入割合】 %

(2) 事由の生じた年月日 ((1)ロの場合はその事業年度) _____年____月____日
(_____年____月____日 ~ _____年____月____日)

(3) 事由の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

(4) 1の割合を減少すべき期限※ _____年____月____日

※ (1)イに該当する場合には(2)の年月日から6か月を経過する日が、(1)ロに該当する場合には(2)の事業年度終了の日の翌日以後6か月を経過する日の属する事業年度終了の日が、1の割合を減少すべき期限となります。

2 1の割合の減少に関する事項

(1) 減少後の保有割合 _____%
運用収入

(2) (1)の割合に減少させた年月日 (1(1)ロの場合は事業年度) _____年____月____日
(_____年____月____日 ~ _____年____月____日)

(3) (1)の割合に減少させた事情の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

(注) 1(4)の「1の割合を減少すべき期限」が死亡等の日後に到来する場合には、2の事項の記載は不要です。

記載方法等

この明細書別紙は、会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けた特例事業受贈者又は特例事業相続人等（以下「特例事業受贈者・相続人等」といいます。）が、同法第70条の6の8第14項又は第70条の6の10第15項の規定により贈与税又は相続税の免除を受ける場合において、死亡等の日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日^{（注6）}（直前の特例（贈与・相続）報告基準日がない場合には、贈与税の申告書又は相続税の申告書の提出期限）の翌日から当該死亡等の日までの間に、承継会社に係る租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号又は第40条の7の10第25項第2号において準用する同法第70条の7第2項第8号に規定する資産保有型会社又は同項第9号に規定する資産運用型会社の判定に当たり、同令第40条の8第19項ただし書若しくは第40条の8の2第25項ただし書に規定する場合又は同令第40条の8第22項ただし書若しくは第40条の8の2第27項ただし書に規定する場合に該当することとなったときに、「現物出資に係る承継会社に関する明細書（免除届出用）」とともに免除届出書に添付して提出してください。

なお、特例事業受贈者に係る贈与者が2以上いる場合には、その贈与者が異なるものごとに作成してください。

(注) 1 「特定資産の保有割合」とはその日における承継会社に係る次の割合をいい、その基準割合は70%です。

$$\frac{B+C}{A+C}$$

※A = 当該承継会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額

B = 当該承継会社の特定資産（現金、預貯金その他の資産であって租税特別措置法施行規則第23条の9第15項に規定するものをいいます。以下同じです。）の貸借対象表に計上されている帳簿価額の合計額

C = 過去5年以内において特例事業受贈者・相続人等及びその者の租税特別措置法第70条の7第2項第8号ハに規定する特別関係者が当該承継会社から受けた同号ハに規定する剰余金の配当等の額の合計額

- 2 「特定資産の運用収入割合」とは、その事業年度の承継会社に係る総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合をいい、その基準割合は75%です。
- 3 「租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書又は第40条の8の2第25項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第14項に定める事由が生じたことにより特定資産の割合が70%以上となった場合をいいます。
- 4 「租税特別措置法施行令第40条の8第22項ただし書又は第40条の8の2第27項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第16項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入の割合が75%以上となった場合をいいます。
- 5 イに該当した場合にはその日の特定資産の保有割合を、ロに該当した場合にはその事業年度の特定資産の運用収入割合を記載してください。
- 6 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日）の翌日から起算して3年を経過するごとの日をいいます。